

富士見市自治基本条例の見直しに対する意見協議表

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
目次	目次	前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本原則(第3条—第5条) 第3章 市民の権利及び責務(第6条・第7条) 第4章 市議会、市等の責務(第8条—第11条) 第5章 市民参加及び協働のまちづくりの推進(第12条—第17条) 第6章 市政運営(第18条—第26条) 第7章 条例の位置付け(第27条・第28条) 第8章 雑則(第29条) 附則			
前文	前文	<p>私たちのまち富士見市は、人間尊重と恒久平和を願い、市民の福祉の向上を基本として、日常生活を安全に、快適に送ることができ、市民だれもが富士見市に住んでよかったと心から実感できるまちづくりを目指してきました。今日、地方分権が進展する中で、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちのことは、私たちの知恵と力を出し合いながら意思決定をしていくという自立した自治体を創ることが求められています。そのために、市は、市民の豊かな創造性や社会経験がまちづくりに十分に活かされるよう多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動することが重要です。</p> <p>こうした認識に立ち、市民自治をより大きく育て、分権型社会にふさわしい市民主権による明日の富士見市を切り拓く、活力あるまちづくりを進めるために、ここに富士見市自治基本条例を制定します。</p>	<p>この前文は、条例制定の背景とともに条例の目標や基本理念をあらわしたものです。</p> <p>前段では、富士見市がこれまで目指してきたまちづくりの趣旨と、今、求められている自立した自治体の現状について述べています。地方自治の本旨とは、憲法に定められており、住民自身が自治を行う「住民自治」と、市役所など国から独立した機関が自治を行う「団体自治」によって構成されていることをいいます。この前段では、市民と市が知恵と力を出し合って、住みやすいまちづくりを進めていくことが必要だとしています。そのためには、市は市民の力が市政に発揮されるような仕組みを整え、市民と市は役割と責任を分担しながら、同じ課題に向けてともに歩む姿勢が重要だと述べています。</p> <p>後段では、新たな社会状況に対応していきける活力あふれる富士見市を創造するため、市民が主体となってまちづくりを進めるために、この条例を制定するものとしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次基本構想で使われたキーワードを追加したらよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・前文は条例の目的等を表しているものである。後文への影響もあるため、変更の必要性はないと考える

章		条項		富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第1章	総則	第1条	目的	この条例は、市民の市政への参加並びに市民及び市の協働を基調とした本市の自治の基本となる事項を明らかにすることにより、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の推進を図ることを目的とする。	この条例の目的を定めたものです。市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が相互の信頼関係を築きながら協働によるまちづくりを行っていくことを目的としています。		・第1条の目的や第2条の定義については、一般的な概要にあたるため、特段変更の必要性はない
		第2条	定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。 (2) 市民参加 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。 (3) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責務を担いながら対等の立場で相互に協力し、及び補完することをいう。	この条例にある「市民」「市民参加」「協働」の用語についての定義です。 (1)市民の定義 この条例でいう「市民」とは、富士見市の区域内に住所を有する者に加えて、在勤者、在学者、企業やNPO法人など市内で事業を営む法人、町会やボランティア団体など市内で活動する団体も含めます。市民について広く捉えたのは、市民参加や協働は様々な場面が考えられ、例えば環境や防犯、防災に関する課題については、在勤者、在学者、法人、団体等も連携して取り組む必要が考えられるからです。 * その他の団体とは・・・ 市内で事業を営む企業や商店だけでなく、町会やボランティア団体など、幅広い団体を指しています。 (2)市民参加の定義 「市民参加」とは、市の施策の企画・立案段階から実施、評価のそれぞれの過程において、市民が主体的に参加し、市の意思決定にかかわることとして定義しました。 最終的な意思決定は、議会での議決や市長の決定によるものですが、この決定の過程に加わることは、自治の基本であると考えます。 なお、市の施策の企画段階から主体的に参加することは「市民参画」とも言いますが、一般的に使用されている「市民参加」という用語にしました。 (3)協働の定義 地域社会の課題などを解決するために、市民と市がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことを言います。	・第1号市民の定義に規定された「その他の団体」として、法人格を持たない団体はどこまで含まれるのか	

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第2章 基本原則	第3条 情報の共有の原則	市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。	市民参加と協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が対等の関係をつくることが前提となります。それには、市民と市がまちづくりに関する情報を共有することが不可欠であることから、基本原則として定めています。 情報とは、市政運営にかかわる情報だけでなく、市民の公益活動などにかかわるものも含んでいます。その情報を市民と市が相互に提供したり、発信することで意志の疎通を図り、信頼を深めることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本原則についての本市の条文は、他市に比べ、シンプルで端的でよいと思う ・本市に適した条文が規定されている 	・本条の規定にあるように、市の保有する情報については公開が原則となっており、市政情報コーナーや市広報、市ホームページ等で情報提供がされている
	第4条 市民参加の原則	市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを基本とする。	市民が、施策の企画立案から実施、評価のそれぞれの過程に主体的に参加することは、市民の意思が市政に反映され、市民自治を高めることにつながります。よって、市は、市民参加の機会を保障するため、市民の意思を市政に適切に反映することを原則として定めています。		
	第5条 協働の原則	市民及び市は、相互理解と信頼関係を深めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働によるまちづくりを進めることを基本とする。	市民と市が、相互理解と信頼関係のもとに、それぞれの役割と責務を担いながら相互に協力し、補完し合いながらまちづくりを進めることが必要であることから、協働を原則として決めました。		

章		条項		富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第3章	市民の権利及び責務	第6条	市民の権利	市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。 2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。	第6条は、年齢や性別、国籍、心身の状況等に関わらず、すべての市民がまちづくりの主体として有する権利を定めています。 第1項は、市政に参加する権利と市政に関する情報を知る権利があることを明記したものです。 第2項は、市民がまちづくりの主体として市民参加や協働を進めるには、ものごとの事実を正確に把握し、市民が自らの意思で判断できることが大切であることから、市民の学ぶ権利を明記しています。		
		第7条	市民の責務	市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。	第1項は、市民が第6条に定める権利を積極的に活用して、自らの意思で、主体的にまちづくりに参加することが、自治の発展につながるのと考えから定めています。 第2項は、市民の社会経験を通じて得られた様々な技術や能力をまちづくりに活かすことが、その意識を高め、豊かな自治を創ることにつながることから定めています。	・まちづくりには、様々な人が持つ技術や能力をいかに借りてくるかが大事であるため、非常によいことが書かれている	・市民の「責務」については、他市では「役割」と表現するところも見られ、表現が強いようにも感じられるが、本市の規定も、条文の内容的には努力規定となっているため、特段変更の必要性はないと考える

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第4章 市議会、市等の責務	第8条 市議会の責務	市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。	市民の代表としての市議会は、市民の意思が反映されるよう運営していくことを定めるとともに、市政運営が適正に行われるよう地方自治法に定める議会の権限や機能などを行使していくことを定めています。 ※富士見市議会基本条例を参照（平成23年12月制定）	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見市議会基本条例は平成23年に施行したが、自治基本条例の中に追加で規定すればよかったのではないかと ・市民への情報発信について責務に追加したらよい 	
	第9条 市の責務	市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。 2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。	<p>第1項は、市は市民参加の機会が進むように取り組み、市民意見や提案を総合的に検討し、適切に市政に反映していくことを定めています。</p> <p>第2項は、まちづくりに関する情報の提供を進めるとともに、市民要望等に基づいた多様な学習機会を設けることを定めています。現在、市職員が講師として出向く、協働によるまちづくり講座（出前講座）によって学習の機会を提供しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他市も同様であるが、市と市長の責務の条項を別々に規定する理由があるのか 	
	第10条 市長の責務	市長は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてこの条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。	市長は、市政運営の責任者として、自治を発展させるために、この条例を遵守し、公正かつ、誠実に市政運営を行うことを定めています。		
	第11条 市職員の責務	市職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。 2 市職員は、この条例の目的の達成のために必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。	<p>第1項は、市職員は市民全体の奉仕者としてその責任を果たすとともに、この条例でいう市民でもあることから、市民の視点に立って職務を進めるなど、市民との信頼関係の向上に努めることを定めています。</p> <p>第2項は、市職員はこの条例に基づくまちづくりを推進するために、市民参加・協働に関する知識やその他職務を遂行するにあたって、必要な専門的知識等の習得や能力の向上に努めることを定めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項に、市職員は「自らも地域の一員であることを自覚し」とあるが、市外居住者もいるため、このような規定でよいのか 	

章		条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第5章	市民参加及び協働のまちづくりの推進	第12条 市民参加手続	<p>市は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その対象となる事案の性質及び影響を勘案し、最も適切かつ効果的と認められる市民参加の手続を行うものとする。</p> <p>2 前項の市民参加の手続は、事前に公表するものとする。</p>	<p>第1項は、重要な施策を立案する時などに、適切な市民参加の方法をとることを定めています。この条例でいう重要な施策とは、基本構想、総合施策に関する計画、各行政分野の基本計画などで、詳細は市民参加手続規則に定めています。また、市民参加の方法としては、立案時に市民意識調査を実施すること、市民検討会議や公募市民委員を含んだ審議会等を設置すること、地区懇談会を開催することなどが考えられます。実施段階では、市民説明会を開催すること、評価の段階では、市民検討会議などでその事案の成果を検証することなどが考えられます。</p> <p>第2項は、市民参加手続に関する情報を市民に提供する仕組みを整えて、実施前に随時公表することや、年度当初に実施予定をあらかじめ公表することなどが考えられます。公表の方法は、市民参加手続規則に定めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重要な施策として該当するものを市民参加手続規則で規定しているが、条例に規定した方がよいのではないか 第2項に規定された市民参加の手続について、条例で掲げられていた方がよいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な施策に該当するものや市民参加の手続については、規則で規定する方がよい。より柔軟に対応ができる

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
	第13条 市民意見提出手続	<p>市は、前条第1項の重要な施策の策定又は改廃に当たっては、事前に趣旨、内容その他事項を公表し、市民の意見を聴くとともに、当該意見に対する市の考え方を公表し、当該意見を勘案して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合又は法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。</p>	<p>第13条は、いわゆるパブリックコメント手続を定めたものです。重要な施策の策定又は改廃時にあっては、市は、作成した原案を公表し、それに対する市民の意見を郵送、ファックス、電子メールまたは直接担当課への提出で募集し、意見に対する市の考え方をホームページで公表するとともに、意見を勘案して意思決定を行うという一連の手続を踏まなければならないと定めています。ただし、次のように緊急を要する場合や法令に特別の定めがある場合は適用を除外することとしました。</p> <p>①緊急を要する場合 例えば、災害復旧に関するものなど市民の生命や財産を守るために緊急な対応をとらなければならない場合などが考えられます。</p> <p>②法令に特別の定めがある場合 この条例の手続によることなく、法律上の手続を基本とするもので、例えば、都市計画法による手続きなどがあります。都市計画案を決定するには、都市計画法により、案の作成時に公聴会等を開催すること、また、案を2週間縦覧し、その案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。</p> <p>※参考・都市計画法第16条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民意見提出手続」という文言を、「パブリックコメント」に変更した方がよいのではないかと ・本市ではこの制度を早くから導入されていたという経過も分かり、また一定の認知もされていることから変更しなくてもよい 	
	第14条 審議会等への参加	<p>市は、審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定するもので市が定めるものをいう。)を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。</p>	<p>市民参加の機会を進めるために、審議会等の委員の選出にあたっては、公募委員の選任に努めることを定めています。</p> <p>「審議会等」とは、地方自治法第138条の4の第3項の規定による審査会や審議会などの附属機関等に加え、意見交換を行うために要綱等によって設置される市民会議や懇談会等を含みます。</p> <p>審議会等委員の公募に関する規定のほか運営等に関することは、富士見市審議会等の設置運営に関する指針に定めています。この指針は、幅広い市民を選任する観点のほか、男女共同参画の視点から委員の男女比率に配慮することなどを求めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊谷市の条例のように男女の均衡についても規定しているが、本市では規定しないのか 	

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
	第15条 市民参加及び協働の推進	<p>市民及び市は、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加及び協働による事業の推進に努めなければならない。</p> <p>2 市は、この条例に基づき、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。</p>	<p>第15条は、市民参加や協働による事業を、市民と市の双方が積極的に推進することを定めています。</p> <p>第1項は、条例の理念を具体化するために、市民参加や協働による事業の推進について定めています。例えば、現在、市で行っている業務を市と公益的な市民活動団体が、それぞれの役割を分担しながら協力して取り組むことなどが考えられ、こうした「協働による事業」を推進していきます。</p> <p>第2項は、市民参加や協働が円滑かつ効果的に行われるよう推進組織の設置を定めています。現在、市民の視点から提言を行う「市民参加及び協働推進委員会」と、行政による「市民参加及び協働推進庁内委員会」が設置されており、両組織によってこの条例の見直しや運用上の課題などを検討しています。</p>	<p>・第2項は、本市の市民参加・協働の推進のための体制整備に向けての決意が示されている</p>	
	第16条 富士見市市民参加及び協働推進委員会	<p>市は、市民参加及び協働によるまちづくりを推進するため、富士見市市民参加及び協働推進委員会を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、富士見市市民参加及び協働推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(平成25年6月27日施行)</p>	<p>地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、設置要綱に基づく懇談会から、条例に基づく委員会に改めたものです。現在、市民の視点から提言を行う「市民参加及び協働推進委員会」が設置されており、条例の見直し運用上の課題などの調査・検討を行います。</p>		
	第17条 自主的なまちづくり活動の促進	<p>市は、市民による自主的なまちづくり活動を促進するために情報の提供、相談、技術的支援その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>市民の公益的活動などの自主的なまちづくり活動が広範に展開されることが、自治の発展に大きな要因であることから、そのために市は、市民のまちづくり活動に関する情報の提供や相談に応じるとともに専門職員を派遣し、技術的支援などを行うことを定めています。</p>		

章		条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第6章	市政運営	第18条	総合的かつ計画的な市政運営 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を策定し、これに基づき市政運営を行わなければならない。 (令和2年10月12日一部改正)	市の最上位計画である基本構想を策定し、これに基づき、限られた財源のもとで計画的で効率的な市政運営を行っていく必要があることを定めています。		
		第19条	情報の公開 市は、市が保有する情報を公開するとともに、正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めなければならない。	情報公開条例に基づき、市民の開示請求により情報の公開を行うとともに、市民にわかりやすく作成した情報を広報紙やホームページなどにより積極的に提供することを定めています。		
		第20条	説明責任 市は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容及び必要性を市民に分かりやすく説明することに努めなければならない。	施策の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、必要性や妥当性等を市民にわかりやすく説明することは、信頼関係を築き、市民参加や協働を進める上で重要です。そのため、市は内容をわかりやすく説明していくことに努めることを定めています。		
		第21条	応答責任 市は、市民の市政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に応答しなければならない。	市政に関する市民からの意見、要望等は、これまでも市長への手紙、メールなど様々な形で受けてきました。今後も市民からの質問、意見、要望等について、市民の視点にたつて対応していくことを定めています。また、今すぐ要望に応えることができない事項についてもできない説明だけではなく、どうしたらできるのかを検討することが必要です。		
		第22条	個人情報の保護 市は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に努めなければならない。	市は、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にして市民の権利及び利益の保護を図り、公正で信頼される市政を推進するために、個人情報の保護に努めることを定めています。 ※富士見市個人情報保護条例を参照（平成15年3月制定）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法で保護と活用について規定しているように、本条例でも、保護だけでなく活用についても規定した方がよいのではないか ・「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「適正に扱わなければならない」という義務付け規定の方が適切ではないか 	

章	条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
	第23条 適正な行政 手続	市は、市民の権利利益の保護を図るため、市が行う処分、行政指導及び届出に関する手続を適正に行わなければならない。	市民の権利及び利益の保護を図るために、市が行う行政指導や届出に関する手続きの共通事項を定めた行政手続条例に基づき、適正な行政手続を行うことを定めています。 なお、行政手続条例とは、市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するために制定した条例です。		
	第24条 市民投票制 度の活用	市は、市政運営上の重要事項に係る意思決定については、富士見市民投票条例(平成14年条例第29号)に定める市民投票の制度の活用を努めなければならない。	市や市民全体に直接の利害がある事項について、市は、市民総意の確認の手段として、市民投票条例に定める市民投票制度の活用を努めることを定めています。 なお、平成15年10月に、二市二町(富士見市、旧上福岡市、旧大井町、三芳町)の合併の賛否を問う市民投票を実施しています。	・「努めなければならない」という努力義務規定ではなく、「することができる」という可能規定でもよいのではないか	・市民投票制度の活用について、他市では可能規定として、いるところが多くみられるが、本市の努力義務規定は、常設型の市民投票制度活用に対する市の姿勢を示している
	第25条 行政評価	市は、施策の成果及び達成度を明らかにするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を行い、的確に、その結果を施策に反映させるよう努めなければならない。	財政状況が厳しさを増す中で、市政運営を効率的、効果的に進めるために、市の政策や事務事業の必要性や妥当性等の評価を行い、その結果を踏まえて改善をし、施策へ反映させるよう定めています。 行政評価には、行政による内部評価と外部評価があります。客観的で効果的な評価を確立していくためには、この両方の評価を行っていく必要性があります。		
	第26条 健全な財政 運営	市は、市政運営に当たり、中長期的財政計画を策定するとともに、効率的かつ効果的な施策の展開により、健全な財政運営に努めなければならない。 2 市は、市民に分かりやすい財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。	第1項は、最小の経費で最大の効果を生み出すことを基本として、中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営を行うことを定めています。 第2項は、予算や決算などの資料について市民にわかりやすい財務資料を作成し、情報提供することを定めています。 財務資料については、広報ふじみと市ホームページで、予算や決算、財務状況を掲載していますが、市ホームページにおいては、予算をさらにわかりやすく解説した「ことしのお金の使いみち」を掲載しています。		・中長期的財政計画の策定についての規定は、本市の特長であるため、富士見市健全な財政運営に関する条例の趣旨をふまえ、解説に厚みを持たせるよう、改訂を検討してもよいと考える

章		条項	富士見市自治基本条例	解説	推進委員会の意見	庁内委員会の意見
第7章	条例の位置付け	第27条	条例の位置付け この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければならない。	この条例は、市民参加や協働を基調とした自治を推進するための基本事項について定めたものであることから、他の条例や規則等の制定や改廃を行う場合は、市の憲法ともいふべき、この条例の理念を最大限尊重することを努めるよう定めています。	・新座市のように、本規定を①本市の自治の最高規範であり、条例を尊重しなければならないこと、②他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、整合性を図らなければならないことの2項に分けた方がよいのではないかと	
		第28条	条例の見直し 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講ずるものとする。	この条例は、本市における自治の推進に向けての基本原則等を明らかにし、普遍的な事項を定めているものですが、この条例が今後の社会経済状況等の変化に対応し、制定の趣旨に沿った内容を維持しているか、5年を超えない期間ごとに見直しを行うことを定めています。 見直し期間について「5年を超えない期間」と定めた理由は、基本計画や各行政分野の施策の基本事項を定める計画の多くが、5年での見直しを行うことから、この条例の見直し期間についても5年としています。		・本条例の見直しは5年を超えない期間ごとに行うことを規定しているが、他市では必要に応じて見直しする規定のところが多い。基本理念を規定した本条例を改正することはあまり考えられないと思うが、5年を超えない期間ごとの部分を削除する改正はできるのか ・大きく社会情勢が変化すれば条例の改正が必要となるが、現状では期間の限定規定を改正する必要はないと思う
第8章	雑則	第29条	委任 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。	市民参加手続や市民意見提出手続に関する市民参加手続規則を定めています。		